久喜市(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園 基本計画



平成29年12月



目 次

1. 計画の目的	1
1 ー 1.目的と背景	
1-2.公園の概要	
1-3. 公園の位置	
2. 久喜市の概要	2
2 - 1. 位置・地域特性	
2 - 2 . 人口2 - 3 . 公園の整備状況	
2-3. 公園の登備状況	
3. 公園整備の位置づけ	7
3 1. 久喜市総合振興計画における位置づけ	7
3 2. 久喜市都市計画マスタープランにおける位置づけ	
3-3. 久喜市緑の基本計画における位置づけ	
3-4. 久喜市環境基本計画における位置づけ	8
4. 基本計画	9
4-1. 公園整備の基本理念	g
4 2. 本多静六博士の公園整備における理念の具現化	
4-3.ゾーニング方針	14
4 - 4 . 各ゾーンの基本計画	16
4 一 5 . 鳥瞰図	26
5. 整備スケジュール	28
5 - 1. 供用開始までのスケジュール	28
5 2 . 供用開始後の森づくりスケジュール	
6. 今後の課題	30
6 - 1.計画における課題	30
6 - 2. 整備における課題	
6 - 3. 管理運営における課題	
資料編	31
1 久喜市(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園基本計画の策定体制 2 策定経過	
2	

1. 計画の目的

1-1. 目的と背景

本市では、老朽化が進んでいる「菖蒲清掃センター」の建て替えの検討を契機として、市内3箇所のごみ処理施設の機能を1箇所に集約した新たなごみ処理施設の建設計画を進めています。本計画は、この新たなごみ処理施設の建設と併せて、隣接する土地に、本市の出身で「日本の公園の父」と称される本多静六博士の遺志を受け継ぎ、緑豊かで市民の憩いの場となるような「(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園」を一体的に整備するために定めるものです。

1-2. 公園の概要

1) 名 称:(仮称) 本多静六記念 市民の森・緑の公園

2) 所在地: 久喜市菖蒲町台

3)面 積:約9.3ヘクタール

4) 公園種別:総合公園*

*:用語集(36ページ)を参照

1-3. 公園の位置



2. 久喜市の概要

2-1. 位置•地域特性

本市は、埼玉県の東北部に位置し、都心から 50km 圏内にあります。東は幸手市及び茨城県五霞町、南は杉戸町、宮代町、白岡市及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市にそれぞれ接しています。面積は 82.41km²、市域は東西に約 15.6km、南北に約 13.2km です。

地形は、台地や自然堤防などの微高地と後背湿地などの低地からなるほぼ平坦地です。また、 利根川、中川、青毛堀川、元荒川などの河川のほか、葛西用水や見沼代用水などの用水路等の水 系に恵まれ、市民の暮らしに恵みと潤いを与えています。

気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属しています。平均気温は 14.8℃、年間平均降水量は 1,314.7mm です。(1987~2016 年、気象庁)

交通基盤は、JR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線の5つの駅のほか、東北縦貫自動車道(以下、「東北道」という。)の久喜インターチェンジ、首都圏中央連絡自動車道(以下、「圏央道」という。)の白岡菖蒲インターチェンジがあり、交通の要衝として発展を続けています。



出典:「久喜市総合振興計画」(平成25年(2013年)3月)

2-2. 人口

本市の平成 29 年(2017 年)4 月 1 日現在の人口は 154,016 人(住民基本台帳人口)で、近年は 減少傾向にあります。

年齢別の構成を見ると、年少人口(14歳以下)は17,704人(総人口の11.5%)、高齢者人口 (65 歳以上) は 43,162人(総人口の 28.0%)となっており、少子高齢化の傾向が顕著となって います。

2-3. 公園の整備状況

1) 都市公園の整備状況

市内にある公園や緑地等は、都市における緑とオープンスペースの中核となるもので、その多 くは都市公園法*に基づき設置し、管理している「都市公園*」です。市内には、都市公園93箇所、 その他の公園及び公園類似施設等が190箇所、計283箇所の施設があり、本市の人口規模からす ると公園等の数(箇所数)が多いことが特徴であるといえます。下表の種別ごとの「一人当たり 面積」から見ると、市内には近隣公園や総合公園といった比較的規模の大きな都市公園が充実し ていることがわかります。

全国の「都市公園」の整備状況は、国が発表した資料によると、平成28年(2016年)3月31日 現在で約10.3 ㎡/人であり、都市公園法施行令*に定められた整備標準*である10㎡/人に達し ています。

また、埼玉県の整備状況は平成28年(2016年)3月31日現在で約7.2 ㎡/人ですので、本市 の約7.82 m²/人は、埼玉県の整備状況を上回りますが、全国値を下回る状況です。

*:用語集(36ページ)を参照

	種 別		箇 所 数	面積	一人当たり面積	整備標準
	1里 万円		回 刀 奴	(ヘクタール)	(m²/人)	(m²/人)
都市公園	住区基幹公園	街区公園	60	13. 37	0.87	1.0
		近隣公園	17	36. 61	2. 38	2. 0
		地区公園	3	6. 26	0.41	1.0
		住区基幹公園小計	80	56. 24	3.65	
	都市基幹公園	総合公園	1	40.00	2.60	1.0
		運動公園	1	13. 91	0.90	1.5
		都市基幹公園小計	2	53. 91	3. 50	
広域公園 緩衝緑地等			1	7.00	0.45	2.0
		都市緑地	1	0. 20	0.01	
		緑道	3	1. 75	0.11	
		緩衝緑地	6	1.36	0.09	
		その他小計	11	10. 31	0.67	
都市公園計		93	120. 46	7.82	10.0	
その他の公園・公園類似施設等 開発提供公園		73	2.82	0.18		
児童遊園 農村公園 その他公園※1 その他緑地※2 しみん農園		児童遊園	97	8. 14	0. 53	
		農村公園	10	1.06	0.07	
		その他公園※1	4	0.81	0.05	
		その他緑地※2	2	0.08	0.01	***************************************
		4	4. 31	0. 28		
	その他の公園・	公園類似施設等計	190	17. 22	1. 12	
		公園・緑地等合計	283	137. 68	8, 94	
			背8, 241ヘクタール	人口154,016人		F) 4月1日現在)

※端数計算上、合計は合致しません。

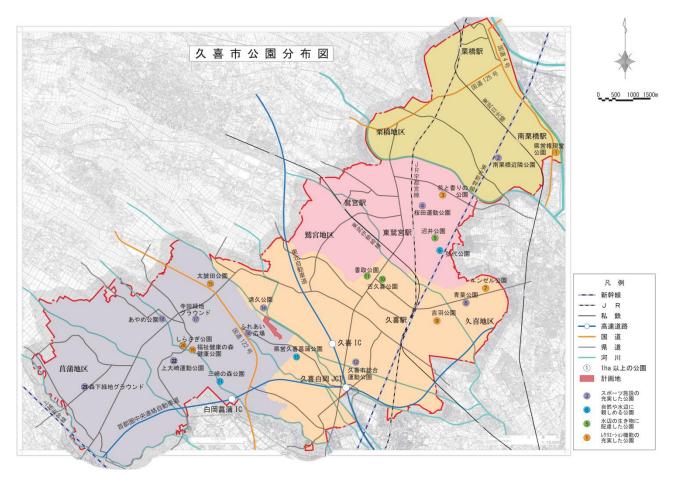
※1・・・その他公園は、甘棠院史跡公園、狐塚ヘルシーパーク、中川水辺自然観察広場、水神公園

※2・・・その他緑地は、東京理科大跡地脇緑地、旭町一丁目緑地

2) 主要な公園一覧

	名称	種別	面積	施 設 概 要
1	【県営公園】 権現堂公園	広域公園	235,000 m²	多目的運動広場、多目的球技場、遊具広場、桜堤、菜の花畑 ※面積については、幸手市内の供用部分を含む。
2	南栗橋近隣公園 (豊田コミュニティプラザ)	近隣公園	33,092 m²	テニスコート3面、多目的広場
3	花と香りの公園	近隣公園	13,115 m²	芝生広場、複合遊具、ふれあいセンター
4	桜田運動公園	近隣公園	11,344 m²	テニスコート4面、ゲートボール場2面、 複合遊具、やまびこの樹(ネットクライミング遊具)
5	沼井公園	近隣公園	32,628 m²	テニスコート 2 面(ナイター可)、複合遊具、健康遊具、 野鳥観察用のビオトープ、遊歩道(約 575m)
6	弦代公園	近隣公園	82,173 m²	サイクリングコースや遊歩道(約 1,200m)、健康遊具
7	エンゼル公園	近隣公園	10,394 m²	多目的広場、大型複合遊具
8	青葉公園	近隣公園	32,648 m²	野球場(ナイター可)、テニスコート3面(内、2面はナイター可)、健康遊具、遊具
9	吉羽公園	近隣公園	9,995 m²	多目的広場、木製遊具、大型複合遊具
10	古久喜公園	近隣公園	11,052 m²	野鳥観察用のビオトープ
11	香取公園	近隣公園	21,481 m²	野鳥観察用のビオトープ、健康遊具
12	久喜市総合運動公園	運動公園	139,083 m²	グラウンド(400mトラック 7レーン)、サッカー場1面、 ゲートボール場5面、テニスコート6面(ナイター可)、 多目的広場、第1体育館、第2体育館、 市民プール(夏季限定の屋外施設)
13	【県営公園】 久喜菖蒲公園	総合公園	400,000 m²	池、噴水、釣り場、遊歩道やジョギングコース(約 2,600m)、 サイクリングコース(約 2,500m)、芝生広場
14	清久公園	近隣公園	20,404 m²	野球場
15	太皷田公園	近隣公園	16,296 m²	見晴らしの丘
16	ふれあい広場	近隣公園	9,347 m²	グラウンドゴルフ場
17	寺田緑地グラウンド	近隣公園	17,514 m²	グラウンド (ソフトボール、グラウンドゴルフ等)
18	あやめ公園	近隣公園	13,068 m²	運動広場(グラウンドゴルフ等)
19	福祉健康の森健康公園	地区公園	16,777 m²	遊具、温水プール(通年で利用できる屋内施設)
20	しらさぎ公園	近隣公園	15,778 m²	ラベンダー山、池、橋梁、築山、遊具
21	三崎の森公園	地区公園	5,800 m²	遊具
22	上大崎運動公園	地区公園	39,997 m²	テニスコート2面、野球場、 野球場サブグラウンド(サッカー、ソフトボール等)
23	森下緑地グラウンド	近隣公園	15,790 m²	テニスコート2面、 グラウンド(サッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフ等)

3) 主要な公園分布図



2-4. 公園計画地周辺の現況

1) 公園計画地の現況

公園計画地は、その多くの土地が水田として利用されており、北側には「備前堀川」や「清久 大池」などの水辺のほか、「清久公園」や「清久町3号緑地」などの緑があり、水と緑の拠点とし てネットワークの形成に寄与しています。

また、北東側は「ごみ処理施設」、西側は「市道菖蒲6号線」と接しています。



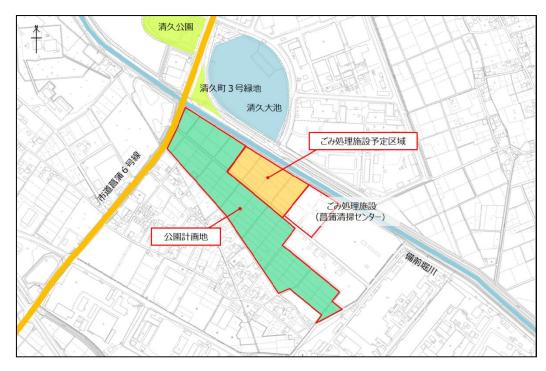




備前堀川



ごみ処理施設の現況



公園計画地

2) 公園計画地の周辺の現況

公園計画地の東側には「東北道」、また「県道3号(さいたま栗橋線)」、西側には「国道122 号」、南側には「圏央道」などが整備され、道路交通の結節点として、交通の利便性が向上してきている地域です。

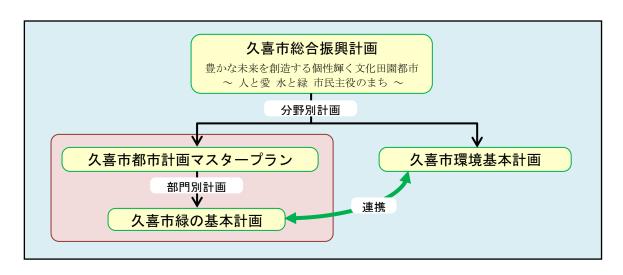


公園計画地の周辺

3. 公園整備の位置づけ

3-1. 久喜市総合振興計画における位置づけ

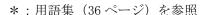
久喜市総合振興計画では、「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市~ 人と愛 水と緑 市 民主役のまち ~」を将来像として定め、「安全で調和のとれた住みよい快適なまち」の実現を目 指し、日常生活の身近な場所に公園や緑地を充実させるとともに、市民が気軽に自然とふれあえ るよう、大規模な公園等の緑化を推進することとしています。

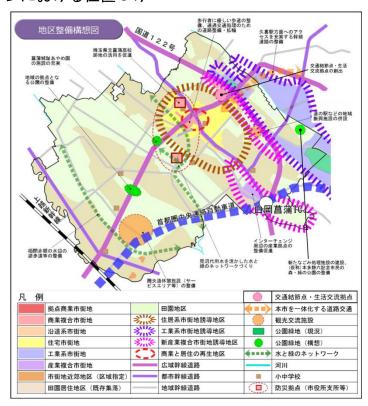


3-2. 久喜市都市計画マスタープランにおける位置づけ

久喜市都市計画マスタープランでは、 市民との協働*を基本として、安心して 快適に暮らすことのできるまちづくり、 本市が未来に向けて持続的に発展し続 けていくことのできるまちづくりを展 望し、「市民の力で魅力ある文化田園都 市づくり」を基本理念に掲げています。

また、地区別構想における菖蒲地区の整備方針では、歴史・文化や地域資源を生かした観光交流を推進するため、新たなごみ処理施設と一体となった「(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園」を整備することを明確に位置づけています。



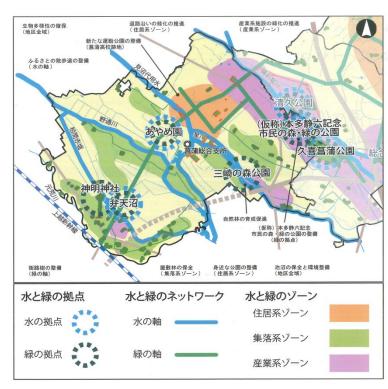


出典:「久喜市都市計画マスタープラン」(平成27年(2015年)12月改訂)

3-3. 久喜市緑の基本計画における位置づけ

久喜市緑の基本計画では、「水と緑を まもり・ふやし・つなぎ・そだて、緑 と共生した生活環境を次世代へと継承 する」を基本理念に掲げています。

また、菖蒲地区の地区別計画では、 地域を象徴する歴史、受け継がれた美 しい田園、そして都市基盤整備が進み つつある状況を的確にとらえ、人と自 然が共生しながら、屋外で憩い集える 水と緑のまちづくりを目指し、その方 針として「(仮称)本多静六記念 市民 の森・緑の公園(緑の拠点)」を整備す ることを明確に位置づけています。



出典:「久喜市緑の基本計画」(平成26年(2014年)11月)

3-4. 久喜市環境基本計画における位置づけ

久喜市環境基本計画では、「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち 『久喜』」を目指すべき未来の本市の環境の姿として定め、「豊かな自然と人がともに生きるま ち」の実現を目指し、自然と親しめる公園や公共空間の緑化を推進することとしています。

また、環境指標として、平成34年度までに市が管理する都市公園の整備面積を651,000 m以上とすることを目標として掲げています。

	計画策定時	中間目標	目標		
環境指標名	平成 23 年度	平成 29 年度	平成 34 年度	単位	備考
	(2011)	(2017) (2022)			
地帯の関の敷					市が管理する都市
都市公園の整備(供用)面積	606, 302	633, 000	651, 000	m²	公園の整備(供用)
					面積

[※]久喜市総合振興計画と共通の指標です。

4. 基本計画

4-1. 公園整備の基本理念

本多静六博士の遺志を受け継ぎ、緑豊かで市民の憩いの場となるような公園を目指し、公園整備の基本理念を以下の8つに整理します。

- 1. 本多静六博士の公園哲学・理念を取り入れ、具現化する (地域文化の表現・4つのゾーンの展開)
- 2. 本多静六博士を体験を通じて知り、その思想が引き継がれる公園をつくる
- 3. 久喜市の地域文化を表現した公園をつくる
- 4. 子どもからお年寄りまで、気軽に楽しむことができる公園をつくる (自然・レクリエーション・イベント)
- 5. 市民との協働による公園・森づくりを行い、何世代にもわたり、愛される 公園をつくる(献木・維持管理等)
- 6. 周辺の公園などと機能を連携させた公園をつくる
- 7. 公園整備を契機として、地域のまちおこしに発展させる
- 8. 地域の防災に寄与する公園をつくる

本計画においては、この 8 つの基本理念に基づき、公園内に整備する各施設の配置計画(ゾーニング)や、各施設の整備方針及び活用方法(各ゾーンの基本計画)を定めます。

- ・本多静六博士の公園哲学を取り入れる。
- ・周辺の公園や緑地等との機能の役割分担や相互利用などの連携を図る。
- ・地域の防災に寄与する公園とする。
- ・市民からの寄附などにより公園内の造林を行う。
- ・公園の整備を契機として、地域のまちおこしにつなげる。
- ・自然環境を創出するほか、レクリエーション施設等を造る。
- ・魅力あるイベントを開催する。
- ・地域住民や近隣の学校との協働による維持管理の仕組みを作る。

4-2. 本多静六博士の公園整備における理念の具現化

1) 本多静六博士の生い立ちと業績

生い立ち

本多静六博士は、慶応2年(1866年)7月2日、現在の久喜市(旧 菖蒲町河原井)に、折原家の第6子として生まれました。折原家は、 代々村役人を勤める裕福な農家でしたが、9歳の時に父親が急死し、 貧しい生活を余儀なくされ、学校に通う傍らで農作業を手伝うように なりました。

そのような生活を送る中で、ハングリー精神が芽生え、それが向学 心に繋がり、明治 17 年 (1884 年) に東京山林学校 (東京帝国大学農 学部の前身) に入学し、在学中の 22 歳の時に本多家の婿養子となりま した



卒業後は、明治23年(1890年)からドイツに留学し、ミュンヘン大学で国家経済学博士の学位を取得した後、その帰国の道中において、欧米などの先進諸国の公園を数多く見学しました。

明治32年(1899年)には、日本で最初の林学博士の学位を取得し、林学の大切さを後世に伝えるため、多くの専門書を著すとともに、日本初となる千葉県鴨川市等の大学演習林を創設するなど、日本の林学の基礎を築きました。また、博士は、東京都奥多摩の水源林の整備、青森県野辺地町の鉄道防雪林の創設、日本各地の発展策をまちづくりの観点から提言するなど、人々の生活と森林の深い結びつきを形づくっていきました。

その後、関係官庁、民間会社などの嘱託、顧問、相談役として活躍しながら多くの著書を発表 し、昭和27年(1952年)に逝去するまでに様々な業績を残しました。

博士と造園

本多静六博士が最初に公園づくりに関わったのは、明治34年(1901年)に、日本初の洋風公園である日比谷公園の設計に携わったことでした。その後、明治36年(1903年)に日比谷公園は完成しましたが、博士は、「公園は公徳心を養う教育の場である」という理念のもと、日本全国に公園を広めるため、この後も数多くの公園の設計に携わることになりました。

また、博士は、大正3年(1914年)から明治神宮の造園にも携わり、長い年月をかけて天然更新を続ける理想的な森となるように、気候や風土に適した植栽を行い、100年以上経過した現在では、自然の森と見間違えるほどの後世に続く森となっています。

そのほかにも、大宮公園をはじめとする全国各地の都市公園の設計に携わり、博士は「日本の公園の父」と称されるに相応しい数々の功績を現在に残しています。

略年表

和加	暦(西暦)	年齢	ことがら
慶応	2 (1866)	0	7月2日、河原井村(現久喜市菖蒲町河原井)の折原家に生まれる。
明治	5 (1872)	6	河原井学校(校舎は幸福寺本堂)に入学する。
	9 (1876)	9	父禄三郎(長左衛門)、40歳にて死去する。
	13 (1880)	14	上京し、兄の恩師である島村泰氏の書生となる。
	17 (1884)	17	島村泰氏の勧めにより、東京山林学校に入学する。
	22 (1889)	22	元彰義隊隊長、本多晋の娘・銓子と結婚し、婿養子となる。
	23 (1890)	23	東京農科大学(旧東京山林学校、現東京大学農学部)を卒業し、ドイツ へ自費留学する。
	25 (1892)	25	ミュンヘン大学の国家経済学部にて林学を学び、ドクトル・エコノミーの学位を取得し、帰国する。
		26	東京農科大学の助教授に就任する。
	26 (1893)		青森県野辺地町の日本初の鉄道防雪林の創設に携わる。
	27 (1894)	27	東京専門学校(現早稲田大学)の講師に就任する。
			自身の提案により、千葉県鴨川市に日本初の大学演習林ができる。
	32 (1899)	32	「森林植物帯論」で日本初の「林学博士」の学位を取得する。
	33 (1900)	33	東京農科大学の教授に就任する。
	34 (1901)	34	日比谷公園設計調査委員(東京市)となる。
	36 (1903)	36	日本初の近代的洋風公園である日比谷公園が完成する。
	38 (1905)	38	長野県県有林の顧問となる。
	42 (1909)	42	東京市水源経営調査委員会の顧問となる。
大正	3 (1914)	48	神社奉祀調査委員(内閣)となる。
	4 (1915)		明治神宮造営局参与(内閣)となる。
	10 (1921)	55	12月15日、妻・銓子57歳にて死去する。
	13 (1924)	58	恩賜公園の常設議員(東京市)となる。
昭和	2 (1927)	60	大学教授を退官(文部省、内閣)する。
		61	東京帝国大学名誉教授の称号を授けられる。
	3 (1928)		日本庭園協会の会長に就任する。
	4 (1929)	62	国立公園協会の副会長に就任する。
	5 (1930)	63	埼玉県秩父郡大滝村(現秩父市)に所有する山林を埼玉県へ寄贈する。
	7 (1932)	65	本多静六博士育英基金条例(埼玉県)が制定される。
	8 (1933)	66	日本造園学会の会長に就任する。
	13 (1938)	71	東照宮三百年祭記念調査会の委員長に就任する。
	18 (1943)	76	静岡県伊東町(現伊東市)内の歓光荘に転居する。
	27 (1952)	85	1月29日、静岡県伊東市の国立療養所において逝去する。
	00 (15-1)		2月5日、東京都港区青松寺において葬儀を行う。
	28 (1953)		本多静六博士奨学資金貸与条例(埼玉県)が制定される。

本多静六博士が設計に携わった主な公園

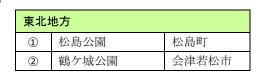
本多静六博士が設計等に携わった全国各地の70箇所を超える公園のうち、代表的な公園を下図に示します。

また、博士は、山林の保全や、温泉地をはじめとする観光地等の発展策について、指導・提言を行い、公園の設計等も含め、それらの数は大小合わせて数百箇所とも言われています。

① 城山公園 飯山市 ② 臥竜公園 須坂市 ③ 懐古園 小諸市 ④ 舞鶴城公園 甲府市 ⑤ 遊亀公園 甲府市 ⑥ 卯辰山公園 金沢市 ⑦ 芦山公園 越前市 ⑧ 養老公園 養老町 ⑨ 岐阜公園 岐阜市	
③ 懷古園 小諸市 ④ 舞鶴城公園 甲府市 ⑤ 遊亀公園 甲府市 ⑥ 卯辰山公園 金沢市 ⑦ 芦山公園 越前市 ⑧ 養老公園 養老町 ⑨ 岐阜公園 岐阜市	
④ 舞鶴城公園 甲府市 ⑤ 遊亀公園 甲府市 ⑥ 卯辰山公園 金沢市 ⑦ 芦山公園 越前市 ⑧ 養老公園 養老町 ⑨ 岐阜公園 岐阜市	
⑤ 遊亀公園 甲府市 ⑥ 卯辰山公園 金沢市 ⑦ 芦山公園 越前市 ⑧ 養老公園 養老町 ⑨ 岐阜公園 岐阜市	
⑥ 卯辰山公園 金沢市 ⑦ 芦山公園 越前市 ⑧ 養老公園 養老町 ⑨ 岐阜公園 岐阜市	
⑦ 芦山公園 越前市 ⑧ 養老公園 養老町 ⑨ 岐阜公園 岐阜市	
8 養老公園 養老町 9 岐阜公園 岐阜市	
9 岐阜公園 岐阜市	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
⑪ 中村公園 名古屋市	
⑫ 鶴舞公園 名古屋市	
⑬ 定光寺公園 瀬戸市	
⑭ 岡崎公園 岡崎市	

北海	 道	
1	春採公園	釧路市
2	室蘭公園	室蘭市
3	大沼国定公園	七飯町





			(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c
	九州均	也方	
B	1	帆柱公園	北九州市
	2	清滝公園	北九州市
	3	大濠公園	福岡市
	4	東公園・西公園	福岡市
	(5)	霧島公園	霧島市

関東地	也方	
1	敷島公園	前橋市
2	偕楽園	水戸市
3	森林公園	秩父市
4	羊山公園	秩父市
(5)	大宮公園	さいたま市
6	日比谷公園	千代田区
7	清水公園	野田市
8	南房総国定公園	鴨川市
9	大磯公園	大磯町

近畿地	也方	
1	箕面公園	箕面市
2	住吉公園	大阪市
3	浜寺公園	堺市
4	大津森林公園	大津市
(5)	奈良公園	奈良市
6	和歌山公園	和歌山市

※日本地図は、本多静六博士が設計に携わった主な公園を 紹介するためのものであり、一部表記を省略しています。

2) 本多静六博士の公園整備における3つの理念

本多静六博士は、公園を設計するうえでの理念として、下記の3つの事項を挙げています。 本計画においても、本多静六博士の理念を取り入れた整備計画を定めます。

第一

民衆のための健康増進施設として、園内に、休養区、教養区、運動区、散策区を 設け、目的にかなった諸施設をつくること。

公園に必要とされる「**4 つの区(ゾーン**)」について、園内に適切に配置し、**市民の健康増進** に寄与する計画とする。

必要とされる4つの区(ゾーン) -

休養区

レクリエーションや休息など、心と身体を開放し、ゆったりとした時間を 過ごすことができる施設及び空間

施設例 芝生広場、水辺、ベンチ、四阿(あずまや)など

教養区

教養や感性を高めるための施設及び空間

施設例 図書館、野外音楽堂、植物園、自然観察に適した森など

運動区

心身を丈夫にし、健康を増進するための施設及び空間

施設例 運動広場、フィールドアスレチック遊具、健康遊具など

散策区

散歩や散策することで、新鮮な空気を身体に取り込み、自然環境を楽しむ ための施設及び空間

施設例 園路、散策路、森林など

第二 自然的風景、人工的風景であるを問わず、公園地域を美化すること。

公園内に設ける池や樹木などの配置のバランスを考慮し、水と緑に包まれた**美しい景観を創**出する計画とするとともに、後世にわたり良好な施設環境を維持できるような計画とする。

第三 自然に順応して、その土地の風土、植物などに調和した設備をつくること。

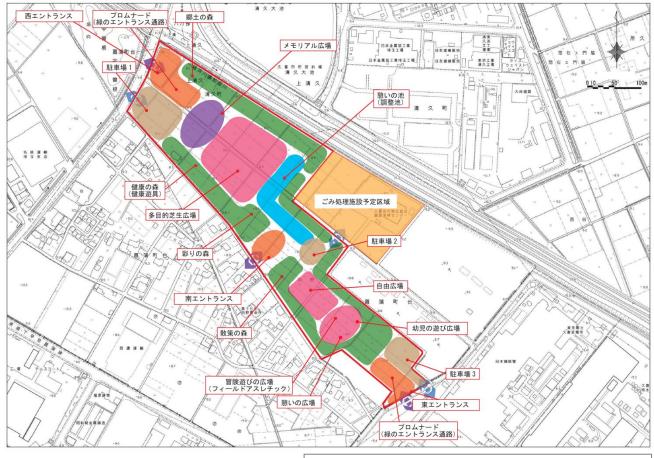
武蔵野の雑木林を構成する樹種や、地域の屋敷林に用いられる樹種を植樹することにより、 周辺環境との調和及び融合を図るとともに、地域の特色、歴史、魅力などを様々な機会を通じ て発信することにより、「地域文化を表現」できるような計画とする。

4-3. ゾーニング方針

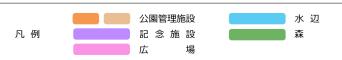
1) ゾーニング

公園敷地内をゾーニング図のとおり区域分けし、各ゾーン(区域)ごとに、整備方針や活用方 法などの基本計画を定めます。

■ゾーニング図



※このゾーニング図は、ごみ処理施設へ の車両の進入路等の位置が未確定の時 点で作成したものです。



- ・公園内の動線は、公園全体を一周できるようにする。
- ・公園を囲うように森を造る。
- ・本多静六博士を記念する施設は、メインエントランスから近い位置とする。
- ・調整池は、ごみ処理施設を囲うように細長く、景観に考慮した形状とする。
- ・多目的の用途に利用可能な広い芝生の広場を造る。
- ・エントランスや駐車場の出入口は、周辺道路の安全性を十分に考慮する。

2) 各ゾーンと「本多静六博士の4つのゾーン」との関連づけ

各ゾーンについて、本多静六博士の 4 つのゾーンとの関連づけを行い、それぞれの役割を明確 化することで、博士の思想を各ゾーンの基本計画に反映します。

		本多計	净六博士 <i>0</i>	か4つの'	ゾーン
本	公園の各ゾーン	休養	教養	運動	散策
公園管理 施設	エントランス プロムナード 駐車場 健康園路 公園管理施設	•		•	•
記念施設	メモリアル広場 本多静六記念施設		•		
広場	多目的芝生広場(天空の丘) 自由広場 冒険遊びの広場 幼児の遊び広場 憩いの広場	•	•	•	
水辺	憩いの池(調整池) 水辺のテラス	•			
森	郷土の森 彩りの森 散策の森 健康の森 緩衝林	•	•	•	•

- ・近隣の清久公園野球場との相互利用を促進する。
- ・何回も足を運びたくなるような公園をつくる。
- ・家族で一日中楽しめるような公園をつくる。
- ・様々なイベントが開催できる空間を創出する。

4-4. 各ゾーンの基本計画

ゾーニング方針に基づき、各ゾーンの基本計画を定めます。

1)公園のレイアウト図

ゾーニング方針及び後述する各ゾーンの基本計画に基づいて作成した公園のレイアウト図を示します。

公園のレイアウト図については、当初、隣接する新たなごみ処理施設内のレイアウトや、ごみ 収集車の進入路の位置などが未確定であることから、本計画の策定後に、ごみ処理施設の配置方 針に合わせて公園施設の位置等の見直しを行うこととしていました。

そのような中、新たなごみ処理施設の稼働に必要となる区域や、ごみ収集車の進入路等の位置について、利用者の利便性や安全性、整備における地形的な課題等の検討が進み、ごみ処理施設の拡張予定区域が確定し、また、新たに整備する道路の位置を暫定的に定めたことから、公園のレイアウト図の変更を行いました。

■レイアウト図(初期)

公園に隣接する新たなごみ処理施設への車両の進入路等の位置が未確定の時点で作成したレイアウト図です。



■レイアウト図(変更後)

新たなごみ処理施設の拡張予定区域及び道路の暫定的な位置を反映したレイアウト図です。



※「4-3. ゾーニング方針」で定めました、「公園内に整備する各ゾーン」及び「本多静六博士の4つのゾーンとの関連づけ」については、レイアウト図(変更後)に全て反映しています。

2) 各ゾーンの基本計画

エントランス

- ・エントランスは、周辺の公園等との連携を考慮するとともに、南側の住宅地からのアクセス を確保するため、東側、西側、南側の3箇所に整備します。
- ・メインエントランスは、自家用車や公共交通機関等による利用を考慮し、市道菖蒲6号線に面する西側に設けます。





の「写真」については、 イメージ写真として掲載 しています。

※以降のページの各ゾーン

エントランス

プロムナード

- ・東西のエントランスから公園の内部に続く並木に包まれたプロムナード (緑のエントランス 通路)を整備します。
- ・来園者がはじめに訪れる空間として、久喜市や本多静六博士に関わりのある樹木を道の両側 に植樹するなど、来園者に与える第一印象なども考慮します。





並木道

駐車場 / 駐輪場

- ・駐車場は、東西のエントランス付近にそれぞれ 2 箇所、また、新たなごみ処理施設内に整備する休養施設等との相互利用を図るため、その施設周辺に1箇所、計3箇所に整備します。
- ・メインの駐車場は、来園者の交通手段の中心が自動車になることを想定し、市道菖蒲6号線に面する西側に設けます。
- ・駐車場は、公園の種別・面積に対応した標準的な収容台数を上回る 200 台以上の乗用車が駐車できるスペースを確保します。また、10 台以上の大型バスが駐車できるスペースを確保します。
- ・各駐車場にスムーズに自動車を誘導できるように考慮します。
- ・駐輪場は、来園者の利便性や安全性を考慮したうえで、適切な位置に複数箇所整備します。





緑の中の駐車場

- ・エントランスや駐車場については、自動車の動線や周辺道路の安全性を十分に検証し たうえで整備する。
- ・プロムナードは、西洋文化に触れてきた本多静六博士の特長を活かし、洋風の樹木を 植えたり、並木の下にベンチを並べて設置する。
- ・公園内の各施設の位置等を表示した案内看板を設置する。

健康園路

・ 園路は、公園内の各施設間の動線について十分に考慮するとともに、公園全体を一周できる ように整備します。

- ・園路に沿って、四阿(あずまや)やベンチを可能な限り配置し、トイレを必要数設置します。
- ・ウォーキングやジョギングなどに利用できるよう考慮します。







緑の中の園路

メモリアル広場

教養

- ・本多静六博士の生い立ちや功績のほか、地域の文化や環境などを学ぶことができる広場を整備します。
- ・広場には、本多静六博士を記念する樹木や石碑などを設置します。
- ・広場は、地域のイベントなどに利用できる広さを確保します。
- ・屋外学習の場として利用できるように、自然観察が可能な森や池を整備します。
- ・森と池、広場が一体感を持つように配置し、公園の景観ポイントとします。



人が集まる広場



自然観察



池

- ・健康園路は、ウォーキングコースとジョギングコースに分けるなど、利用者の安全に 十分に配慮する。また、利用者の安全確保を優先したうえで、サイクリングコースの 設置について検討する。
- ・日比谷公園の「首かけイチョウ」の穂木を貰い接ぎ木により植樹するなど、メモリア ル広場のシンボルとなるものを検討する。
- ・本多静六博士を記念するイベントを開催する。

- ・本多静六博士を記念する施設や公園の管理施設は、公園の隣接地に新設するごみ処理施設内 に整備し、一体的かつ効率的な管理ができるように検討します。
- ・記念施設には、展示ルームのほか、会議室や研修室を整備します。
- ・公園の各施設のほか、ごみ処理により発生する余熱を利用した施設や休憩室、環境学習施設 などを一体的に整備し、公園とごみ処理施設を相互利用できるように検討します。
- ・管理施設から公園が展望できるよう検討するとともに、その景観について公園内の各施設の 配置等を工夫します。







環境学習施設

研修室

余熱利用施設

多目的芝生広場(天空の丘)

休養

運動

- ・ピクニックや各種レクリエーションのほか、地域の様々なイベントの開催が可能な大きな芝 生の広場を整備します。
- ・広場は、災害発生時における指定緊急避難場所*として利用できるように、防災設備の設置な どについて検討します。
- ・広場の南東側に、芝生の丘を設け、公園のランドマークとします。
- ・丘の頂上は、展望台として利用できるように検討します。

*:用語集(36ページ)を参照



芝生広場



家族でボール遊び



丘

- ・ごみ処理の余熱利用を図る施設として、集客を見込める入浴施設や足湯施設の整備な どを検討する。
- ・芝生広場には、木陰ができる高木を点在させる。

自由広場

・子どもが遊びながら「ものづくり」を体験したり、郷土の文化にふれあうことができる学び の空間を創出する広場を整備します。

・広場には、バーベキューを楽しむことができるエリアを設け、集客の柱のひとつとします。



ものづくり体験



自然とふれあう遊び



バーベキュー施設

冒険遊びの広場 / 幼児の遊び広場

運動

- ・「冒険遊びの広場」は、多様なフィールドアスレチック遊具を配置し、集客の柱のひとつとなる子どもたちの遊びの広場を整備します。
- ・「幼児の遊びの広場」は、幼児が遊びに慣れる場として、無理のない遊びができる遊具を配置 した広場を整備します。



フィールドアスレチック



ツリーハウス



幼児用アスレチック

検討委員会で出された意見

- 子どもが自然とふれあいながら学習できる場を造る。
- ・レクリエーション施設やバーベキュー施設を造り、集客率を高める。
- ・お年寄りから子どもたちに、地域の遊びや文化を伝承できる場を造る。
- ・世代を超えて健康増進に寄与する公園とする。
- ・フィールドアスレチックやバーベーキューエリアなどの管理運営方法について、 指定管理者制度*の導入などを検討する。

*:用語集(36ページ)を参照

憩いの広場

・「幼児の遊び広場」の隣に、保護者がゆったりと子どもの遊びを見守ることができ、保護者同士の会話が自然に生まれる憩いの広場を整備します。

・日除けとなる四阿(あずまや)などの休憩施設を設置します。







休憩施設

憩いの池(調整池) / 水辺のテラス

休養

- ・調整池の機能を兼ね備え、天空の丘や木々の緑と水辺のコントラストが映えるのどかで美しい空間を創出する池を整備します。
- ・池の護岸部には、様々なイベントに活用できるステージや親水デッキのほか、水辺に目を向けながら、ゆったりとした時間を過ごせる休憩施設などを設置します。



親水テラス



水上ステージ

- ・芝生広場や水辺に、学校や市民団体などが定期的に音楽の演奏ができるようなステージを設ける。
- ・地域コミュニティの形成に寄与する公園とする。
- ・四阿(あずまや)やベンチを数多く設置し、利用者のふれあいの場を創出する。

森

- ・公園全体を森で包み、機能や目的別に「4種類の森」と「緩衝林」を整備します。
- ・それぞれの森では、楽しみながら森の多様性などの学習が可能な空間を創出します。
- ・植樹する樹種や配置は、森が単純化しないように成長後の森の景観を考慮し、四季を感じる ことができ、天然更新が可能な自然の森とします。
- ・植樹は、一部の樹木を除き、公園の供用開始後に、概ね10年間をかけて段階的に進めます。
- ・市内の小・中学校の児童生徒等による植樹や、市民との協働による維持管理など、市民による森づくりを推進します。

 4 種類の森
 郷土の森
 彩りの森

 散策の森
 健康の森

緩衝林







維持管理を通じた学習

郷土の森

教養|

散策

- ・「メモリアル広場」を包み込むように、緑豊かな森とします。
- ・四季を通じて、緑が広場をしっかりと包み込むように、常緑樹主体の樹種構成とし、閉 塞感を出さないよう、樹林前面部に落葉樹を配置した樹林とします。

構成樹種* 常緑樹: クスノキ・シラカシ・スダジイ・タブノキ など 落葉樹: ケヤキ・イロハモミジ・コナラ・ヤマザクラ など



郷土の森



ボランティアによる樹林管理

※「構成樹種」については、「4 種類の森」と「緩衝林」に植樹する樹種の一例を紹介するものです。実際に植樹する樹種については、改めて検討します。

彩りの森 休養 散策

・林床に花が咲き誇り、四季を感じる森とします。

・武蔵野の雑木林を構成する樹種を基本とし、花の咲く樹種を織り交ぜた、明るい樹林と します。

構成樹種 常緑樹:シラカシ・スダジイ・モチノキ・タブノキ など

落葉樹:ケヤキ・イロハモミジ・コブシ・ヤマボウシ など 林床部:スイセン・クロッカス・スズラン・ヤマユリ など







林床の彩り (春)

林床の彩り(夏)

散策の森

休養 散策

・昆虫や野鳥が生息し、木漏れ日あふれる疎林とします。

・武蔵野の雑木林を構成する樹種を基本とし、森林浴効果の高い樹種を織り交ぜた、落葉 樹主体の明るい樹林とします。

構成樹種 針葉樹:ニオイヒバ・サワラ・アスナロ など

常緑樹:クスノキ・シラカシ・タブノキ など

落葉樹:ケヤキ・イロハモミジ・コナラ・イヌシデ など







昆虫採集

- ・本多静六博士は、森を多様化するうえで、四季を感じられるようにサクラを多く植 えていたので、この公園の森にサクラを織り交ぜることも検討する。
- ・子どもたちと巣箱を作るなど、野鳥の観測ができる森とする。

健康の森 運動 散策

・樹林の中に健康遊具を配置し、利用者の健康増進に寄与する森とします。

・武蔵野の雑木林を構成する樹種を基本とし、木漏れ日を感じながら運動のできる樹林と します。

構成樹種 常緑樹:クスノキ・シラカシ・タブノキ など

落葉樹:ケヤキ・エゴノキ・コナラ・ヤマザクラ など



木漏れ日を感じる樹林





森の中で健康増進

健康遊具

緩衝林

散策

- ・公園の外周に設け、常緑樹を主体とした樹林とします。
- ・公園の南側については、近隣の住宅などに配慮し、樹木を配置します。

構成樹種 常緑樹:シラカシ・アラカシ・クロガネモチ・スダジイ など

落葉樹:ケヤキ・エノキ・ムクノキ・ヤマザクラ など



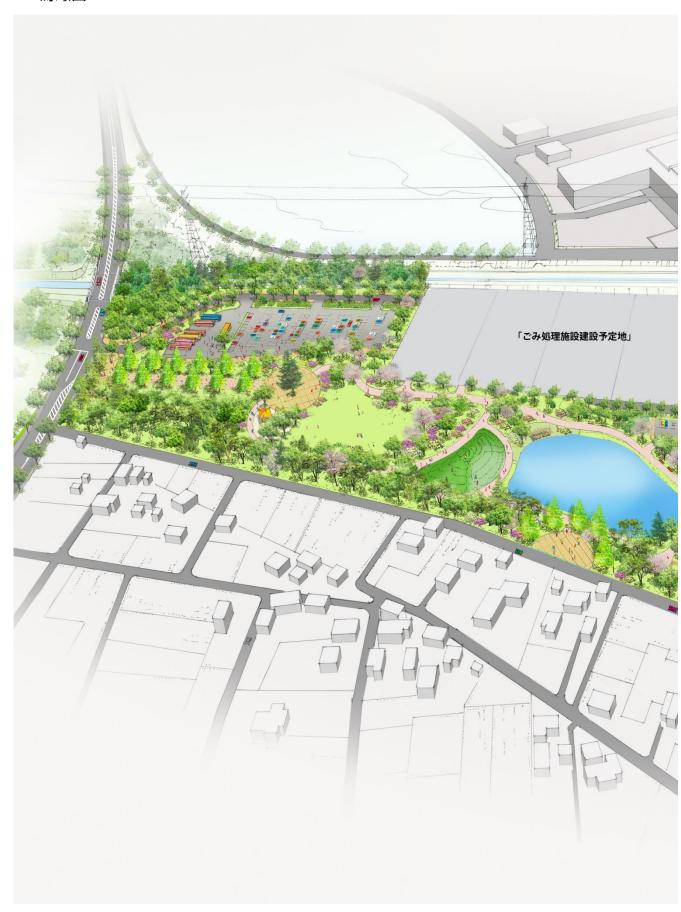
緩衝林



公園外周の生垣

- ・健康の森に設置する健康遊具は、風雨による劣化や汚れなどを抑制する課題への対応 を含め、耐久性や利便性を考慮して選定する。
- ・公園の外周は、フェンスではなく、生垣や低木で囲う。
- ・市の木であるイチョウについては、維持管理上の課題等を総合的に勘案し、植える本 数や場所を検討する。

4-5. 鳥瞰図





5. 整備スケジュール

5-1. 供用開始までのスケジュール

公園整備のスケジュールを、下表のとおり示します。

平成29年度(2017年度)から平成30年度(2018年度)にかけて基本設計を行い、公園の具体的な整備計画に対する市民意見提出制度(パブリック・コメント)*による意見募集を実施した後、実施設計を行います。

また、平成29年度(2017年度)に用地の取得を行い、平成30年度(2019年度)から盛土工事、造成工事、施設工事の順に整備を進め、平成35年度(2023年度)に公園の供用を開始することができるように取り組みます。

*:用語集(36ページ)を参照

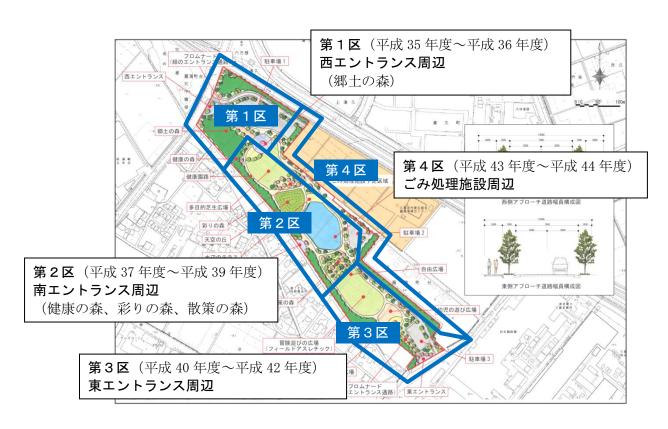
年度項目	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
基本計画								
基本設計								
市民意見提出制度 (パブリック・コ メント)の実施								
実施設計								
用地取得								
工事 (盛土・ 造成・施設)								
供用開始								

5-2. 供用開始後の森づくりスケジュール

森づくりのスケジュールを、下図及び下表のとおり示します。

公園のシンボルツリーやプロムナードの並木など、一部の樹木を除き、市内の小・中学校の児 童生徒や市民との協働による市民の森づくりを進めます。

公園の供用開始後、平成35年度(2023年度)から概ね10年間をかけて苗木を植樹し、それぞれの森の特色に合わせて樹木の生育や維持管理ができるように取り組みます。



■■ 植樹 ■■ 維持管理 H35 年度 ~ H44 年度 H45 年度~ 範囲 植樹期間 (2023 年度) (2032年度) (2033年度) H35 (2023) 年度 西エントランス周辺 第1区 (郷土の森) H36 (2024) 年度 南エントランス周辺 H37 (2025) 年度 (健康の森、彩りの森、 第2区 散策の森) H39 (2027) 年度 H40 (2028) 年度 第3区 東エントランス周辺 H42 (2030) 年度 H43 (2031) 年度 第4区 ごみ処理施設周辺 H44 (2032) 年度

6. 今後の課題

6-1. 計画における課題

・公園計画地に隣接する新たなごみ処理施設の整備方針等については、本計画の策定と並行して、久喜市ごみ処理検討委員会において検討しています。現時点において、新たなごみ処理施設内のレイアウトなどが未確定の状況にあるため、これらが決まり次第、同委員会において策定するごみ処理施設の配置方針に合わせ、必要に応じて、公園の施設内容や配置等の見直しを行います。

6-2. 整備における課題

- ・公園計画地については、湛水区域であり、また水田として利用されている土地が大半を占めることから、これまで水田が有していた雨水貯留量を考慮し、調整池(雨水流出抑制施設)の規模や形状を決定します。
- ・公園計画地及びその周辺については、水田として利用しているため、計画地内に農業用水路 が通っており、公園整備後も近隣地域では水田の営みが継続されることから、工事期間中及 び供用開始後の用水路の確保について、農業従事者等と調整します。
- ・公園の整備については、長い期間を要することから、施工の安全性や衛生面など、地域環境 への影響に配慮した整備方法等を検討します。

6-3. 管理運営における課題

- ・公園計画地については、市街地や駅から離れた場所に位置することから、アクセス性の向上 を図り、市外からの利用者を呼び込むため、市内循環バスや民間事業者の路線バスの停留所 を誘致できるように関係機関と協議します。
- ・公園を良好な環境に維持していくため、市民との協働による公園づくり・森づくりを行うための維持管理体制を構築することや、施設全体の管理運営方法などについて検討します。
- ・公園の魅力をより高めるため、周辺の公園や緑地等の既存施設との相互利用の促進を図ることや、地域のまちおこしに繋がるような様々なイベントを開催することなど、公園の活用方法について検討します。
- ・自然観察やバーベキューなど、様々な目的で訪れる公園利用者が安心して快適に過ごせるように、公園利用上のルールづくりを行います。

資料編

1 久喜市(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園基本計画の策定体制

久喜市 (仮称) 本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会

1)委員名簿

※五十音順

	役 職		氏 名	選出区分
1		稲葉	敏夫	その他市長が必要と認める者
2		亀井	優樹	公募による市民
3		黒須	秀隆	地域の代表者
4		善林	敏子	その他市長が必要と認める者
5	副会長	高橋	兼一	その他市長が必要と認める者
6		田中	昭男	公募による市民
7		田村	茂美	地域の代表者
8		田村	房治	地域の代表者
9	会長	遠山	益	学識経験者
10		中野	紀代子	学識経験者
11		中村	喜美子	その他市長が必要と認める者
12		平澤	香	公募による市民
13		細田	武夫	地域の代表者
14		峯岸	豊子	公募による市民
15		本島	三枝子	公募による市民

2) 任期

平成27年 (2015年) 10月14日から平成29年 (2017年) 10月13日まで

久喜市(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会条例

平成27年3月24日 条例第15号 改正 平成28年3月25日条例第21号

(設置)

第1条 (仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備に向けた基本計画等を策定するため、 久喜市(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会(以下「検討委員会」という。) を置く。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について必要な調査及び検討を行い、その結果を市長に提 言するものとする。
 - (1) (仮称) 本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備に関する基本計画等の策定に関すること。
 - (2) その他(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園の整備に関し市長が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 地域の代表者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の検討 委員会の会議は、市長が招集する。
- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは 説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第21号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 策定経過

第1回検討委員会: 平成27年(2015年)10月14日

- 検討委員会の設置(委員の委嘱)
- 諮問
- ・(仮称) 本多静六記念 市民の森・緑の公園の位置づけ







委員の委嘱

諮問

会議の様子

第2回検討委員会:平成28年(2016年)2月5日

- 現地視察
- 事業概要等の確認
- ・ 基本方針の検討

第3回検討委員会:平成28年(2016年)4月26日

- ・第2回検討委員会の検討内容の確認
- ・清水公園、まつぶし緑の丘公園の事例地視察



視察の様子 (清水公園)



視察の様子 (まつぶし緑の丘公園)



会議の様子(まつぶし緑の丘公園)

第 4 回検討委員会: 平成 28 年 (2016 年) 6 月 29 日

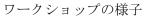
- ・第3回検討委員会の検討内容の確認
- ・公園整備の基本理念、ゾーニング(案)の検討



会議の様子









ワークショップの様子

第5回検討委員会:平成28年(2016年)9月30日

- ・第4回検討委員会の検討内容の確認
- ・公園のレイアウト (案)、各ゾーンの基本計画の検討

第6回検討委員会:平成29年(2017年)1月25日

・基本計画(案)の確認

第7回検討委員会:平成29年(2017年)8月24日

・基本計画(案)の確認

第8回検討委員会:平成29年(2017年)10月13日

- ・基本計画(案)の確認
- 答申







会議の様子



答申

3 用語集

協働

市民と市が、相互の尊重と対等な関係のもとで、 それぞれの役割及び責任によって公共的な課題 の解決に当たることです。

指定管理者制度

自治体が設置する公の施設について、管理運営を民間事業者に委託することができる制度です。 公の施設の管理運営に民間のノウハウを導入することにより、効率的かつ柔軟な運営が可能となります。

指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安全を確保し危険から逃れる場所として、市が指定する施設又は場所です。

市民意見提出制度(パブリック・コメント)

基本的な政策等を策定する場合に、事前にその 案を公表し、市民から意見を聴いて、これらの意 見を踏まえて最終的な意思決定を行い、意見に対 する市の考え方を公表していく一連の手続です。

整備標準

公園を整備するうえでのひとつの基準として 定められた、住民一人当たりの公園整備面積の標 準値です。都市公園法施行令などにより定められ ています。

都市公園

都市公園法に基づいて、市町村や都道府県、又は国が設置する公園です。都市公園法に定められている主な都市公園の種別については、下表を参照してください。

都市公園法/都市公園法施行令

公園の健全な発達と公共の福祉の増進を目的 として、公園の設置及び管理に関する基準等を定 めた法律です。

都市公園法に定められた主な都市公園の種別

種類		種別	内容
基幹	住区基幹	街区公園	主として街区(道路等により区分けされた一区画)内に居住する者の利用に
公園	公園		供することを目的とする公園です。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。
	都市基幹	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、運動等の総合的な利用に供することを目
	公園		的とする公園です。敷地面積は 10~50 ヘクタールを標準とします。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園です。敷地
			面積は15~75 ヘクタールを標準とします。
大規模公園		広域公園	主として市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足するこ
			とを目的とする公園です。敷地面積は50ヘクタール以上を標準とします。

久喜市(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園基本計画 平成29年(2017年)12月 発行

発 行 久喜市

編 集 建設部公園緑地課

住 所 〒346-8501

埼玉県久喜市下早見85-3

電 話 0480-22-1111(代表)

FAX 0480-22-0300

E-mail koenryokuchi@city.kuki.lg.jp

URL http://www.city.kuki.lg.jp/

